

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十二年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式第8号（第111条第1項関係）（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p>金融庁長官 殿 農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p>[第1～第6 略] (記載上の注意) [1～5 略]</p> <p>第1 事業概況書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 事業概況書</p> <p>[1～14 略]</p> <p>15 単体自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] [表略] (記載上の注意) [1～6 略]</p>	<p>別紙様式第8号（第111条第1項関係）（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p>金融庁長官 殿 農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 農 林 中 央 金 庫 代表理事 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p>[第1～第6 同左] (記載上の注意) [1～5 同左]</p> <p>第1 事業概況書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 事業概況書</p> <p>[1～14 同左]</p> <p>15 単体自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] [同左] (記載上の注意) [1～6 同左]</p>

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。

2～4 [略]

[削る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[加える。]

1～3 [同左]

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。

5 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第9号(第111条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況
を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1～15 略]

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

	当期末	前期末
--	-----	-----

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第9号(第111条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況
を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1～15 同左]

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

	当期末	前期末
--	-----	-----

エクスポ ージャー の所在国 ・地域	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー の 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率（%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー の 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率（%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。

2～4 [略]

[削る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

エクスポ ージャー の所在国 ・地域	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー の 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率（%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー の 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率（%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[加える。]

1～3 [同左]

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

5 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第6 略]

別紙様式第10号 (第111条第2項関係) (日本産業規格A4)

連結業務報告書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代 表 理 事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

	当期末				前期末			
エクスポ ージャー の所在国	カウ ンター・ シクリ	各国・ 地域の 金融当	適用さ れるカ ウンタ	適用さ れるカ ウンタ	カウ ンター・ シクリ	各国・ 地域の 金融当	適用さ れるカ ウンタ	適用さ れるカ ウンタ

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号 (第111条第2項関係) (日本産業規格A4)

連結業務報告書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代 表 理 事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

	当期末				前期末			
エクスポ ージャー の所在国	カウ ンター・ シクリ	各国・ 地域の 金融当	適用さ れるカ ウンタ	適用さ れるカ ウンタ	カウ ンター・ シクリ	各国・ 地域の 金融当	適用さ れるカ ウンタ	適用さ れるカ ウンタ

・地域	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）（経過措置ベース）	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）（経過措置ベース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1～3 略]

[削る。]

4 [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

第2 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

・地域	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）（経過措置ベース）	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）（経過措置ベース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

5 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

第2 [同左]